

都道府県指定取消事案例

【訪問介護(介護予防訪問介護)】

自治体名	サービス	内容	根拠条文
1 吹田市	訪問介護 介護予防訪問介護	(1) 不正の手段による指定 訪問介護及び介護予防訪問介護の指定申請において、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事する者を、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に常時勤務し、専らその業務に従事する管理者兼サービス提供責任者に配置するものとして申請し、不正の手段により指定を受けた。 (2) 虚偽の報告 法第76条及び第115条の7の規定に基づき実施した監査において、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者が、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に出勤しているかのように、虚偽の出勤簿を作成し、これを提示した。また、従業者に支払われた給与の総額とは異なる金額が記載された、給与台帳(給与支給・控除一覧表)を提示した。	法第77条第1項第9号 法第115条の9第1項第8号 法第77条第1項第7号 法第115条の9第1項第6号
2 神奈川県	指定訪問介護 指定介護予防訪問介護	ア 指定訪問介護 (7) 不正請求 ・ 虚偽のサービス記録を作成するなどして、介護サービス費を不正に請求、受領した。 ・ 介護職員処遇改善加算を請求・受領したにもかかわらず、従業者に支給していなかった。 (4) 答弁忌避 県からの質問事項に対し回答しなかった。 イ 指定介護予防訪問介護指定訪問介護と一体的に運営されていた。	法第77条第1項 第84条第1項 第115条の9第1項
3 山梨県	訪問介護・介護予防訪問介護	(1) 指定訪問介護事業所 ア 運営基準違反 提供実態のない虚偽のサービス提供記録を作成した。 イ 不正請求 虚偽のサービス提供記録により、介護給付費を不正に請求し受領した。 ウ 虚偽答弁 監査において、サービス提供記録に虚偽記載はない旨の答弁を行った。 エ 妨害 職員が他の職員に対してサービス提供実態と異なる証言を依頼し、監査の妨害を図った。 (2) 指定介護予防訪問介護事業所 法令違反 指定介護予防訪問介護事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、(1)のとおり法令違反が認められた。	法第77条第1項第4号 法第77条第1項第6号 法第77条第1項第8号 法第115条の9第1項第9号
4 東大阪市	訪問介護、介護予防訪問介護、訪問介護サービス第1号訪問事業	(1) 不正請求(法第77条第1項第6号) 複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を請求し、受領した。 (2) 虚偽の答弁(法第77条第1項第8号) 本件監査における質問に対し、従業者2名が虚偽の答弁を行った。 (3) 人格尊重義務違反(法第77条第1項第5号) ① 利用者1名に対し、少なくとも、平成27年12月から平成28年5月までの間、つなぎ服を着用させることによる身体拘束を行っていた。 ② 利用者1名(①とは別の利用者)に対し、少なくとも、平成27年1月19日から同年3月18日までの間、ミンを着用させることによる身体拘束を行っていた。 (4) 法違反(法第77条第1項第10号) 当庁の指定に係る事業所とは別に、堺市に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行っている。 (5) 法違反(法第115条の9第1項第9号) 指定介護予防サービス事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において、上記(1)から(4)までのとおり、法違反があった。 (6) 法違反(法第115条の45の9第6号) 第1号事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において、上記(1)から(4)までのとおり、法違反があった。	法第77条第1項第6号 法第77条第1項第8号 法第77条第1項第5号 法第77条第1項第10号 法第115条の9第1項第9号 法第115条の45の9第6号
5 奈良市	訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険法(平成9年法第123号)第77条第1項第6号、第7号、第8号、第10号及び第115条の9第1項第5号、第7号、第9号並びに第115条の45の9台1項第7号に該当する事実が確認されたため。 (1)不正請求 同法人運営の住宅型有料老人ホーム内に指定(介護予防)訪問介護事業所の出張所等を無断で設け、ホーム入居者に対し提供したサービスについて、同一建物減算を適用せず、介護報酬を不正に請求した。 (2) 虚偽報告 監査において、虚偽の訪問介護計画やサービス提供記録を提出した。 (3) 虚偽答弁 サービス提供責任者が常勤専従の要件を満たしていないにもかかわらず、監査において虚偽の答弁を行った。 監査において提出を依頼した訪問介護計画等について、依頼日から提出日までの期間中に遡って作成・提出し、監査を妨害した。(訪問介護、介護予防訪問介護) (4) 法令違反 市長に届けることなく、同法人運営の有料老人ホームに指定(介護予防)訪問介護事業所の出張所等を無断で設けた。第1号訪問事業について、一体的に運営されている指定訪問介護事業において不正請求、虚偽報告、虚偽答弁及び法令違反が認められた。	法第77条第1項第6号 第115条の9第1項第5号 法第77条第1項第7号 法第77条第1項第8号 第115条の9第1項第7号 法第77条第1項第10号 法第115条の9第1項第9号
6 熊本県	訪問介護 介護予防訪問介護	【訪問介護事業所】 ①運営基準違反(介護保険法第77条第1項第4号該当) ・ 居宅サービス計画及び訪問介護計画に沿った訪問介護を提供していなかった。 ・ 提供した具体的なサービスの内容等を記録していなかった。 ・ 指定訪問介護事業所の従業者ではない者が訪問介護を行った。 ②不正請求(介護保険法第77条第1項第6号該当) 1人の訪問介護員等が、同日同時間帯に複数の利用者に対して訪問介護を提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成の上、介護報酬を不正に請求し、受領した。 【介護予防訪問介護事業所】 法令違反(介護保険法第115条の9第1項第9号該当) 一体的な運営を行っている指定訪問介護事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした。	法第77条第1項第4号 法第77条第1項第6号 第115条の9第1項第9号

	自治体名	サービス	内容	根拠条文
7	長崎県	訪問介護 介護予防訪問介護	(1)平成27年9月1日から平成27年11月30日まで、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置していなかった。 (2)平成27年9月1日から平成27年11月30日まで、訪問介護計画が作成されていない、訪問介護員等の業務の実施状況が把握されていないなど、サービス提供責任者の業務が行われていなかった。 (3)平成27年7月25日付け指定申請書において虚偽の記載があり、不正の手段により介護保険法第41条及び第53条の規定に基づく介護保険の指定事業者の指定を受けた。 (4)介護保険法第75条に基づく変更の届出において、虚偽の内容による届出を行った。	第77条第1項第3号 第77条第1項第4号 第77条第1項第9号 第77条第1項第11号 第115条の9第1項第2号 第115条の9第1項第3号 第115条の9第1項第8号 第115条の9第1項第10号
8	京都府	訪問介護 介護予防訪問介護	(1)介護給付費の不正請求 (法第77条第1項第6号及び法第115条の9第1項第9号該当) ①不正請求 (介護保険法第77条第1項第6号及び同法第115条の9第1項第9号) ・同事業所はもっぱらサービス付き高齢者向け住宅の入居者にサービスを提供していたが、平成26年10月から平成28年1月までの間、不適正な記録に基づき、実際には提供していない訪問介護サービスについて、介護報酬(約67万円)を不正に請求したこと。 ②監査指摘事項 上記不正請求のほか、次のとおり不適切な運営が行われていた。 ・訪問介護とサービス付き高齢者向け住宅の勤務の別が明確ではなく、訪問介護事業所の人員基準を満たしていることを確認できなかった。 ・タイムカード上、勤務していない時間帯に、サービス提供を行ったとしてサービス提供記録を作成し、同記録に基づき介護報酬を請求していた。 ・同一建物に居住する利用者に対して、訪問介護を行った場合の減産をせずに報酬を請求していた。 ・訪問介護計画が無い事例や訪問介護計画の実施状況の把握の記録がない事例が散見された。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第9号
9	大阪市	訪問介護 介護予防訪問介護	《訪問介護》 (1)介護給付費の請求に関する不正(法第77条第1項第6号) ・利用者4名に対し、平成27年7月から平成28年4月までの間、実際に行ったサービスよりも多く、介護報酬を不正に請求し、受領した。 (2)虚偽報告(法第77条第1項第7号) ・利用者4名の不正請求のサービス実施記録について、虚偽のサービス提供の記録を作成した。 《介護予防訪問介護》 (1)介護保険法その他法令違反(法第115条の9第1項第9号) ・介護予防訪問介護事業と一体的に運営する訪問介護事業及び障がい福祉サービスにおいて、介護給付費に関する不正及び虚偽報告が行われた。	法第77条第1項第6号 法第77条第1項第7号 法第115条の9第1項第9号
10	奈良市	訪問介護	①不正請求 ■■■■が住宅型有料老人ホーム■■■■に居住する利用者に対し訪問介護を提供しているところ、同一の訪問介護員が同時に複数の利用者にサービス提供を行ったとして、サービス実施記録を作成し、同記録に基づき介護報酬を請求し受領した。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第5号
11	徳島県	訪問介護 介護予防訪問介護	(1)サービスを提供していないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し受領した。(法第77条第1項第6号) (2)サービス提供記録がないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し受領した。(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号) (3)同一の訪問介護員が複数の利用者に対して同時にサービス提供をおこなうなど、サービス提供時間や訪問介護員が実際とは異なる虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬を不正に請求し受領した(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号) (4)平成26年度介護職員処遇改善実績報告において、実際の賃金額とは異なる実績報告書を作成し、加算を不正に請求し受領した(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号)。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第5号
12	広島市	訪問介護	訪問介護員として資格のない者が指定訪問介護サービスを提供したにも関わらず、有資格者がサービスを提供していたように装って虚偽のサービスの提供の記録を作成し、不正に介護報酬を請求した(介護保険法第77条第1項第6号)。	法第77条第1項第6号
13	北海道	訪問介護	当該法人により訪問介護事業と一体的に運営されていた障がい福祉サービス事業が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定取消処分を受けたため。	法第77条第1項第10号
14	新潟市	訪問介護	介護給付費の不正請求(法第77条第1項第6号) 平成27年4月6日に事業所移転の変更届を提出したが、実際は移転前の有料老人ホーム内で業務を行い、実態のない事業所から有料老人ホーム入居者へ訪問介護を提供したとして、10%の減算をせずに介護報酬を請求し受領した。 また、同一建物減算の要件である、訪問介護を提供した利用者が月に20人以上にならないよう、利用者の書換えを行い虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬を請求し受領した。(対象期間:平成27年4月から平成29年11月まで)	法第77条第1項第6号
15	徳島県	訪問介護	(1)実際には指定時から管理者及びサービス提供責任者は常勤しておらず、また訪問介護員を常勤換算方法で2.5人以上確保できていなかった(法第77条第1項第3号)。 (2)虚偽の指定申請により、不正に指定を受け、介護報酬を不正に請求し受領した(法第77条第1項第6号)。 (3)法第76条第1項の指定に基づく報告又は帳簿書類の提出・提示を求めても従わなかった(法第77条第1項第7号)。 (4)法第76条第1項の規定に基づく質問に対して虚偽の答弁をし、また、同項の規定による検査を求めても従わなかった(法第77条第1項第8号)。 (5)実際に勤務する予定のない者をサービス提供責任者及び常勤の訪問介護員とした虚偽の申請により指定を受けた(法第77条第1項第9号)。	法第77条第1項第3号 法第77条第1項第6号 法第77条第1項第7号 法第77条第1項第8号 法第77条第1項第9号

自治体名	サービス	内容	根拠条文
16 神戸市	(1)訪問介護 (2)介護予防訪問サービス (3)居宅介護支援	(1)訪問介護 ・当該事業所は、同法人が運営する通所介護を利用する時間帯と同一時間帯に、訪問介護を利用したとする虚偽のサービス提供記録及び、居宅介護支援事業所管理者であった法人代表が作成した、サービス提供記録がない訪問介護のサービス実績を加えた虚偽のサービス提供票に基づき報酬を請求し、受領した。 ○通所介護を利用中の時間帯の虚偽のサービス提供記録に基づく請求 平成29年5月及び平成29年7月に計22件 ○サービス提供記録がないサービスを加えた虚偽のサービス提供票に基づく請求 平成29年5月から平成29年8月に計232件 ・監査着事後、サービス提供を行った従業者とは異なる従業者名義のサービス提供記録を作成し、調査に対して虚偽の報告を行った。 ○調査に対する虚偽の報告 平成29年10月20日に3件 (2)介護予防訪問サービス事業 ・当該事業所においては、指定訪問介護事業と指定介護予防訪問サービス事業が一体的に運営されており、指定訪問介護事業において介護保険法違反(不正請求)を行った。 (3)居宅介護支援事業 ・居宅介護支援事業所として、居宅介護支援事業所管理者であった法人代表が、サービス提供記録がないサービスを加えた虚偽のサービス提供票を作成し、訪問介護事業所の不正請求を主導した。	(1)訪問介護 法第77条第1項第6号 法第77条第1項第7号 (2)介護予防訪問サービス 法第115条の45の9第1項第6号 (3)居宅介護支援 法第84条第1項第11号

【訪問看護(介護予防訪問看護)】

自治体名	サービス	内容	根拠条文
1 群馬県	指定訪問看護 指定介護予防訪問看護	(1) 不正不当【介護保険法第77条第1項第11号及び介護保険法第115条の9第1項第10号該当】 既に退職して事業所には在籍していないヘルパーがサービスを提供したものと記録を作成した。 (2) 虚偽報告【介護保険法第77条第1項第7号及び介護保険法第115条の9第1項第6号該当】 既に退職した職員が在籍しているように偽るため、実際には勤務していない職員に対する給与明細書を、真正な書類として提出した。 (3) 虚偽答弁【介護保険法第77条第1項第8号及び介護保険法第115条の9第1項第7号該当】 無資格者である法人代表が提供したサービスについては、請求を行っていないとの答弁を行った。 (4) 不正請求【介護保険法第77条第1項第6号該当】 以下に掲げるサービス提供記録をもとに、介護給付費を不正に請求し受領していた。 ア 既に退職して事業所には在籍していないヘルパーがサービスを提供したとの記録 イ ヘルパー資格を取得する前の者がサービスを提供したとの記録 ウ 利用者不在にもかかわらず、サービスを提供したとの記録 エ 利用者が病院へ入院に行った居室の清掃や更衣の洗濯等のサービスについて、退院後の別日でサービスを提供したとの記録 なお、介護給付費を不正に受領したのは、平成28年3月分から平成29年2月までのうち10ヶ月であり、対象となる利用者数は2人、不正請求件数は27件、不正請求額は90,564円である。 (5) 法令違反【介護保険法第115条の9第1項第9号該当】 介護予防訪問介護事業と一体的に運営する訪問介護事業において、虚偽の記録作成、虚偽報告、虚偽答弁及び介護給付費の請求に関する不正が行われた。	法第77条第1項第11号 法第115条の9第1項第10号 法第77条第1項第7号 法第115条の9第1項第6号 法第77条第1項第8号 法第115条の9第1項第7号 法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第9号
2 東京都八王子市	訪問看護	(1) 虚偽の報告(法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号) 監査時に 開設当初(平成26年5月)から平成26年10月までの「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「勤務実績表」の提出を求めたところ、実際の勤務実績とはことなる勤務実績表を提出した。 (2) 不正の手段による指定申請(法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号) 指定申請時点で看護職員の数が常勤換算方法で2.5人を下回る状態であったにもかかわらず、常勤として常時勤務のできない看護師を常勤扱として「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成し、不正の手段により指定訪問看護事業所・指定介護予防訪問看護事業所の指定を受けた。	法第77条第1項第7号 法第77条第1項第9号 法第115条の9第1項第6号 法第115条の9第1項第8号
3 奈良市	訪問看護 介護予防訪問看護	介護保険法第77条第1項第6号、第7号及び第9号並びに第115条の9第1項第5号、第6号及び第8号に該当する事実が確認されたため。 (1)虚偽の指定申請 以下のとおり、基準を満たすかのような虚偽申請を行い、不正の手段により指定を受けた。 ・管理員について、指定月(平成27年5月)にほとんど勤務させる予定が無かったにもかかわらず、常勤専従で勤務するとして虚偽の勤務形態一覧表を指定申請時に提出した。 ・従業者について、指定月(平成27年5月)は同法人が運営するサービス付高齢者向住宅のスタッフとして勤務させる予定であったにもかかわらず、■■■■の看護職員として勤務するとして虚偽の勤務形態一覧表を提出した。 ・従業者のうち1名について、指定前月(平成27年4月)末で常勤での勤務が終了し、指定月(平成27年5月)以降は非常勤職員として勤務することになっていたにもかかわらず、常勤専従で勤務するとして虚偽の勤務形態一覧表を指定申請時に提出した。また、指定前の本人確認の際に、常勤専従で勤務する旨の虚偽の答弁を行った。 (2)虚偽の報告 勤務実態の無い管理員の氏名で虚偽の訪問看護報告書を作成し、監査において提出した。 (3)不正請求 虚偽の指定申請により、介護報酬を不正に受領した。	法第77条第1項第6号第7号 第9号 法第115条第9第1項第5号第6号第8号

【通所介護(介護予防通所介護)】

自治体名	サービス	内容	根拠条文
1 鳥取県	通所介護 介護予防通所介護	(1)不正請求(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号) ア 平成26年12月から28年8月までの間、実際のサービス提供時間に応じた単位数で請求しなければいけないことを知りながら、計画条の単位数で請求した。 イ 平成26年12月から平成27年4月までの間、定員超過したときは、減算しなければいけないことを知りながら減算を行わず請求した。 エ 平成27年4月から平成28年8月までの間、個別機能訓練加算の要件(3か月に1回以上の自宅訪問等)を満たさないにもかかわらず請求した。 エ 平成27年4月から平成28年8月までの間、運動器機能向上加算の要件(利用者に状況の定期的な記録)を満たさないにもかかわらず請求した。 (2)虚偽報告(法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号) 出勤簿、シフト表、営業日誌、サービス提供票の書類を偽装し、監査時に虚偽の報告を行った。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第5号 法第77条第1項第7号 法第115条の9第1項第6号

自治体名	サービス	内容	根拠条文
2 山形県	通所介護 介護予防通所介護	法人代表者が詐欺により懲役3年執行猶予5年の有罪判決を受け、禁錮以上の刑が確定したため(介護保険法第70条第2項第10号及び第115の2第2項第10号該当)	法第70条第2項第10号 第115の2第2項第10号
3 広島県	通所介護、介護予防通所介護	(1)人員基準違反(法第77条第1項第3号、第115条の9第1項第2号) サービス提供日に配置が必要な生活相談、看護職員、介護職員を配置させていないなど、3年以上にわたり、人員基準違反の状態で行っていた。 (2)運営基準違反(法第77条第1項第4号、第115条の9第1項第3号) 利用者に対し適切なサービスを提供する勤務体制を定めるべきところ、不適切な人員配置を行い、この実態とは異なる出勤簿等を偽造して提出していた。また、勤務体制が不適当であることを認識しながら、基準を遵守させるために必要な指揮命令を行わなかった。 (3)不正請求(法第77条第1項第6号、第115条の9第1項第5号) 人員欠如の場合は減算すべきことを知りながら、減算せず、不正に請求していた。	法第77条第1項第3号 第115条の9第1項第2号 法第77条第1項第4号 第115条の9第1項第3号 法第77条第1項第6号 第115条の9第1項第5号
4 愛知県	通所介護 介護予防通所介護	(1) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったこと(通所介護) (法第77条第1項第6号) 当該事業所は、1名の利用者について、通所介護サービスを提供していないにもかかわらず、平成28年2月から7月にかけて、計50件、427,997円の介護報酬を架空に請求した。 (2) 介護保険法に違反したこと(介護予防通所介護) (法第115条の9第1項第9号) 人員、設備等を一体的に運営していた通所介護事業所で、(1)のとおり介護報酬を架空に請求した。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第9号
5 宮崎県	通所介護 介護予防通所介護	ア不正請求(介護保険法第77条第1項第6号に該当) 平成28年4月から6月までの間、通所介護計画で午後4時10分までの利用となっている利用者が、午後3時30分で利用を終了した日があつたにもかかわらず、午後4時10分まで利用したとして記録し、介護報酬を不正に請求し受領した(利用者数8名、不正件数362件)。 イ法令違反(法第115条の9第1項第9号に該当) 一体的に運営している通所介護事業所において、不正請求が行われた。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第9号
6 鳥取県	通所介護 介護予防通所介護	(1)不正請求(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号) ア 平成25年11月から27年12月までの間の12ヶ月分について、人員基準欠如(看護職員)による減算をしないで、居宅介護サービス費及び介護予防サービス費を不正に請求し、受領した。 イ 利用者1名に対し、利用時間が2時間未満にもかかわらず2時間以上の利用となる虚偽の日誌を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。 ウ 7名の利用者に対し、サービスを中断したにもかかわらず、通算した利用時間で虚偽の日誌を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。 (2)虚偽報告(法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号) ア (1)アについて平成27年9月に事業所変更届を行った際、勤務実態のない看護師を職員配置図やシフト表に記載し、人員基準(看護職員)が欠如していない状態の書類を作成し、虚偽の報告をした。 イ(1)イについて、実際の利用時間と異なる書類(サービス提供記録等)を作成し、虚偽の報告を行った。 (3)虚偽答弁(法第77条第1項第8号及び第115条の9第1項第7号) ア 監査時に(1)アについて、人員基準(看護職員)を満たしているとの虚偽の答弁を行った。 イ 監査時に、(1)イについて、2時間以上のサービス提供をしたとの虚偽の答弁を行った。	法第77条第1項第6号及び 第115条の9第1項第5号 法第77条第1項第7号及び 第115条の9第1項第6号 法第77条第1項第8号及び 第115条の9第1項第7号

【福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)】

【特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)】

自治体名	サービス	内容	根拠条文
1 愛知県	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	(1)不正の手段により法の指定を受けたこと(法第77条第1項第9号、第115条の9第1項第8号) 指定申請時に、福祉用具専門相談員として従事する予定がない、別会社で勤務していた者を福祉用具専門相談員として、指定申請書に虚偽の勤務形態一覧表を添付して平成26年6月26日に愛知県に申請を行ったこと。 (2) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったこと(福祉用具貸与のみ)(法第77条第1項第6号) 南知多町指定の小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所である「■■■■」の居室利用者3人の福祉用具について、帰省先の居室において特殊寝台(付属品、床ずれ防止用具、体位変換器を含む)は貸与されていなかったにもかかわらず、架空の報酬請求を行ったこと。 また、「■■■■」の居室利用者1人は、住民票が気ままの家にあり同所に居住していたが、特殊寝台(付属品等含む)は、居室在住でない者については福祉用具貸与を算定することができないにもかかわらず、報酬請求を行ったこと。 (3) 法第76条第1項及び115条の7第1項の規定に基づく報告に対し虚偽の報告をしたこと(法第77条第1項第7号、第115条の9第1項第6号) 愛知県が法第76条第1項及び115条の7第1項の規定に基づいて平成27年11月20日付けて命じた報告に対し、実際には勤務していない者を記載した虚偽の勤務形態一覧表(平成26年8月から平成26年11月)を報告したことを。	第77条第1項第6号 第77条第1項第7号 法第77条第1項第9号 第115条の9第1項第6号 第115条の9第1項第8号
2 北九州市	福祉用具貸与 福祉用具販売	(1)指定(介護予防)福祉用具貸与事業所 ア 不正の手段による指定 指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者が、平成29年5月の新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類(雇用予定証明書、勤務予定表)により指定を受けたため。 (2)指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所 ア 不正の手段による指定 指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者が、平成29年5月の新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類(雇用予定証明書、勤務予定表)により指定を受けたため。 イ 不正又は著しく不当な行為 指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者が、平成29年5月から平成30年2月までの間、特定福祉用具を販売していないにもかかわらず、虚偽の「介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書(受領委任状)」を作成し、不正な報酬請求を行ったため。 ウ 運営基準違反 指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者が、平成29年5月から平成29年12月までの間、特定福祉用具を販売した際に、利用者負担の2分の1程度の金額しか支払いを受けていないため。	法第77条第1項第9号 法第115条の9第1項第8号 法第77条第1項第11号 法第115条の9第1項第10号 法第77条第1項第4号 法第115条の9第1項第3号